

一般社団法人たまに

文書番号：R2 制定：2026 年 9 月 5 日 版：v20260905

研究倫理教育に関する規程

第 1 条（目的）

この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、一般社団法人たまに（以下「当法人」という。）における研究倫理教育の実施に関し必要な事項を定め、研究活動の公正性を確保することを目的とする。

第 2 条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 研究倫理教育 研究活動における不正行為を未然に防止するために、研究者として向きまえるべき基本的な注意義務、研究データの適切な取扱い、オーサiershipその他の研究活動の公正性に関する知識を修得させる教育をいう。
- 二 研究者 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動に従事する者をいう。国立研究開発法人科学技術振興機構の委託研究に従事する者を含む。
- 三 研究支援人材 前号の研究活動を補助する業務に従事する者をいう。
- 四 当法人を本務とする者 主として当法人において研究活動を行う者をいう。その判定の基準は「研究倫理教育の対象者定義書（D10）」による。
- 五 研究開発に関わる者 「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」第 2 条第 1 項第 3 号に定める者をいう。

2 研究倫理教育は、公的研究費の不正使用の防止を目的とするコンプライアンス教育とは、その目的及び内容を異にする。両者は、それぞれ「公的研究費の運営・管理に関する規程（R4）」第 16 条及びこの規程の定めるところにより、別に実施する。ただし、受講の記録の管理その他の事務は一体として行うことができる。

3 配分機関が研究倫理教育について別に要件を定めるときは、その定めに従う。

第 3 条（研究倫理教育責任者）

当法人に研究倫理教育責任者を置く。指名は「役職指名決定書（D1）」による。

2 研究倫理教育責任者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 研究倫理教育の実施の計画を策定すること。実施の計画は、「研究倫理教育の対象者定義書（D10）」及び「研究倫理教育 受講管理簿（D9）」をもってこれに代えることができ

る。

二 教材及び受講の方法を選定し、その内容を「不正防止計画（R6）」第10条の年次点検に併せて点検し、及び見直すこと。

三 受講の状況を確認し、未受講の者に対して受講を督促すること。

四 他機関において受講した研究倫理教育について、当法人の求める内容と同等であるかを判断すること。

3 受講管理簿その他の受講の記録の作成及び管理は、本部が行う。記録を作成した者は、当該記録の承認を行わない。

4 当法人は、その規模にかんがみ、研究倫理教育の企画及び改善を審議する常設の委員会を置かない。企画及び改善は、研究倫理教育責任者が統括管理責任者と協議して行う。

第4条（受講の義務）

次に掲げる者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

一 当法人を本務とする研究者

二 当法人を本務とする者以外の研究者（他機関に本務を有する者及び当法人における研究活動が主でない者を含む。）

三 研究支援人材

2 前項各号に掲げる者の範囲及び当該事業年度における該当者は、「研究倫理教育の対象者定義書（D10）」による。

3 新たに研究活動に従事することとなった者は、従事の開始前に受講しなければならない。

第5条（受講の頻度）

前条第1項各号に掲げる者は、5年に1回以上、研究倫理教育を受講しなければならない。

2 前項の受講の周期は、修了の日の属する年度（4月1日に始まり翌年3月31日に終わる期間をいう。以下この条において同じ。）から起算する。当法人における有効期間は、次に掲げる日のいずれか早い日をもって満了する。

一 修了証に記載された有効期限の日

二 修了の日の属する年度を含め5年度目の3月31日

3 修了証に有効期限の記載がない場合は、前項第2号に掲げる日をもって満了する。

4 同一の者について有効な修了証が2以上あるときは、有効期間の満了の日が最も遅いものを基準とする。

5 前条第1項第1号から第3号までに掲げる者について、受講の頻度に差を設けない。

第6条（実施の方法）

研究倫理教育は、次に掲げる方法により実施する。

- 一 一般財団法人公正研究推進協会が提供するeラーニングプログラム（eAPRIN）の受講
 - 二 前号によることができない場合において、配分機関が指定する研究倫理教育のプログラム又は教材のうち、研究倫理教育責任者が適当と認めるものによる学習及び理解度の確認
- 2 当法人は、その規模にかんがみ、自ら教材を作成せず、前項の外部のプログラム又は教材を用いる。
- 3 受講に要する費用は、当法人が負担する。ただし、他機関において当該機関の負担により受講する場合は、この限りでない。

第7条（他機関における受講の取扱い）

他機関において受講した研究倫理教育については、研究倫理教育責任者が当法人の求める内容と同等であると判断した場合、当法人における受講とみなす。

- 2 前項の判断は、次に掲げる事項を確認して行う。
- 一 受講したプログラムの名称及び実施した機関
 - 二 修了の年月日及び修了証の番号
 - 三 受講した単元が、研究活動における特定不正行為、研究データの取扱い及びオーサリングを含むこと
 - 四 第5条第2項の規定により算定した有効期間内にあること
- 3 前項の判断及びその根拠は、「研究倫理教育 受講管理簿（D9）」に記録する。同項第2号の修了の年月日は、必ず記録する。
- 4 当法人は、対象者に対し、修了証の写しの提出を求める。

第8条（受講管理簿）

本部は、受講管理簿を作成し、対象者ごとに次に掲げる事項を記録する。

項目	内容
対象者の区分	本務の研究者、本務外の研究者又は研究支援人材の別
受講の方法	eAPRIN その他のプログラムの名称。配分機関が指定するプログラム又は教材に該当するか否かの別を含む
実施した機関	当法人又は他機関の名称

項目	内容
修了の年月日	修了証に記載された修了日
修了証の番号	修了証に記載された番号
有効期間の満了の日	第 5 条第 2 項により算定した日（修了証記載の有効期限と、修了の日の属する年度を含め 5 年度目の 3 月 31 日とのいずれか早い日）
同等性の判断	他機関における受講の場合、研究倫理教育責任者による判断の年月日及びその結果

2 受講管理簿及び修了証の写しは、電磁的記録により作成し、及び保存することができる。受講管理簿への入力、電磁的な入力様式によることができ、送信の記録をもって入力の記録とする。

3 研究倫理教育責任者は、毎年 3 月、受講管理簿により受講の状況を確認し、有効期間の満了が近い者及び未受講の者に対して受講を督促する。

第 9 条（未受講の場合の取扱い）

研究倫理教育を受講していない者は、当法人において研究活動に従事することができない。

2 研究倫理教育責任者は、督促にもかかわらず受講しない者があるときは、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該者の研究活動への参加の停止その他必要な措置を講ずる。

第 10 条（記録の保存）

受講管理簿、修了証の写しその他この規程に基づき作成し、又は取得した記録は、当該記録に係る当法人の事業年度の終了後 5 年間保存する。

第 11 条（周知及び公表）

この規程は、研究開発に関わる者に周知するとともに、当法人ウェブサイトにおいて機関外にも公表する。

第 12 条（改廃）

この規程の改廃は、理事の過半数をもって行う。

附則

この規程は、2026 年 9 月 5 日から施行する。

2 令和 7 年度において、当法人には第 2 条第 1 項第 2 号に該当する研究活動がなく、対象者は存在しない。

3 2026 年 10 月 1 日に研究活動に従事することとなる者のうち、所属機関において配分機関が

指定するプログラム又は教材を受講することができない者については、第4条第3項の規定にかかわらず、当法人において eAPRIN のアカウントが利用可能となった日から2か月以内に受講するものとする。当法人は、当該アカウントの早期の発行を配分機関に求めるものとする。